



国民健康保険料の仕組みについて説明します。

1 国民健康保険料は、同一世帯の被保険者（加入者）について世帯単位に算定します。
 【医療分（基礎賦課額）】、【支援分（後期高齢者支援金等賦課額）】及び【介護分（介護納付金賦課額）】があります。それぞれ「所得割額」と「被保険者均等割額」により算定します。

あなたの世帯の保険料額	医療分 最高限度額：51万円			支援分 最高限度額：14万円			介護分 最高限度額：12万円		
	所得割額	被保険者の 市民税額合計 × 医療分所得割料率 1.36	+	所得割額	被保険者の 市民税額合計 × 支援分所得割料率 0.43	+	所得割額	40歳以上65歳未満の 被保険者の市民税額合計 × 介護分所得割料率 0.47	
	被保険者均等割額	被保険者数 × 医療分 均等割料率(額) 38,890円	+	被保険者均等割額	被保険者数 × 支援分 均等割料率(額) 11,730円	+	被保険者均等割額	40歳以上65歳未満の 被保険者数 × 介護分均等割料率(額) 15,140円	
	(10円未満切捨て)			(10円未満切捨て)			(10円未満切捨て)		

- ※1 「あなたの世帯の保険料額」は12か月分の金額です。たとえば加入月数が6か月の場合は半額になります。
- ※2 市民税額は、総合課税分と分離課税分を合算した年度分の額です。
ただし、市民税均等割超過課税額（横浜みどり税《900円》）及び分離課税となる退職所得に係る税額は除きます。
- ※3 最高限度額は、平成23年度のものです。

◆ 年齢によって算定する保険料が異なります。

40歳未満の被保険者	医療分及び支援分のみを算定します（介護分はありません）。
平成24年3月までに40歳になる被保険者	40歳の誕生日（1日生まれの人は誕生日の前月）分から、医療分及び支援分に介護分を加算します。（40歳になってから加算し、お知らせします。）
40歳以上65歳未満の被保険者	医療分及び支援分に介護分を加算します。
平成24年3月までに65歳になる被保険者	65歳の誕生日の前月（1日生まれの人は誕生日の前々月）分までの介護分を加算し、最終納期までの納付額に均等に割り振ります。
65歳以上75歳未満の被保険者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く）	医療分及び支援分のみを算定します（介護分はありません）。 介護保険料は、国民健康保険料とは別に納めていただきます。
平成24年3月までに75歳になる被保険者（後期高齢者医療制度の被保険者となる者を含む）	国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者になったときは、後期高齢者医療制度の被保険者になった月の前月分までの国民健康保険料を再算定します（後期高齢者医療制度の被保険者となってから減額し、お知らせします）。

2 平成23年度分の保険料は、最高10回に分けて平成23年6月から平成24年3月までの間に納めていただきます。平成23年6月以降に加入した世帯は納期数が少なくなります。

$$\boxed{\text{平成23年度分保険料額}} \div \boxed{10\text{回又は平成24年3月までの納期数}} = \boxed{1\text{期あたりの保険料額}}$$

※ 納期及び納期限については、「11 保険料納付には～」を御覧ください。

3 保険料額の計算例

例として、下記の世帯の12か月分の保険料算定方法は下記のとおりです。

	市民税額	医療分	支援分	介護分	
世帯主(70歳)	50,000円	あり	あり		〔医療分〕 所得割額① 150,000円×1.36÷12×12か月=204,000円 均等割額② 4人×38,890円÷12×12か月=155,560円
妻(63歳)	0円	あり	あり	あり	
子(42歳)	100,000円	あり	あり	あり	〔介護分〕 所得割額⑤ 100,000円×0.47÷12×12か月= 47,000円 均等割額⑥ 2人×15,140円÷12×12か月= 30,280円
子の妻(38歳)	0円	あり	あり		

※ 548,260円の保険料額について、納付回数を10回とした場合の1回あたりの納付額は54,826円ですが、100円未満の端数は最初の納期にまとめますので、各納期の保険料額は次のとおりです。
 6月期：55,060円、 7月期～3月期：54,800円

4 世帯主に、その世帯の被保険者全員分の保険料を請求します。

世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合であっても、同じ世帯の中に国民健康保険の被保険者がいる場合は、被保険者のみの分を算定した保険料を世帯主に請求します。

各種通知書、納付書等については、法令の定めにより世帯主にお送りします。

5 保険料額決定・変更のお知らせ

平成23年度分保険料額は、平成23年6月に決定し、「国民健康保険料額決定通知書」によりお知らせします。

保険料額は、平成24年3月まで継続して国民健康保険に御加入いただくものとして算定します。ただし、決定時点ですでに国民健康保険の資格を喪失している場合は、加入月数分のみの保険料額を算定します。

また、平成23年6月以降に、次の理由により保険料額を（再）算定した場合は、「国民健康保険料額通知書」によりお知らせします。

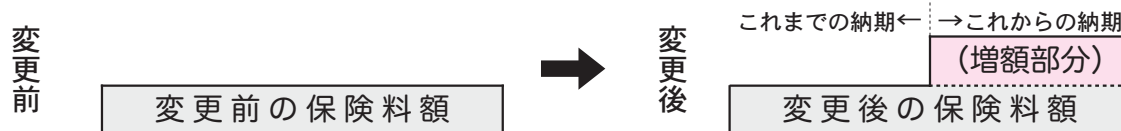
- ① 新たに加入された場合
- ② 保険料算定のための被保険者数が増えた、又は減った場合
- ③ 保険料算定のための市民税額等が増えた、又は減った場合
- ④ 被保険者均等割額の減額割合を変更した場合
- ⑤ 介護保険の被保険者となった（40歳になった）場合
- ⑥ 後期高齢者医療制度の被保険者となった（原則75歳になった）場合

※ 介護分は、介護保険制度の費用に充てるため、40歳以上65歳未満の人に負担していただきます。40歳になると介護保険第2号被保険者となり、40歳の誕生月（1日生まれの人は誕生月の前月）分から介護分の負担が生じます。

6 5の各理由により、平成23年度分保険料額を増額又は減額する場合の方法

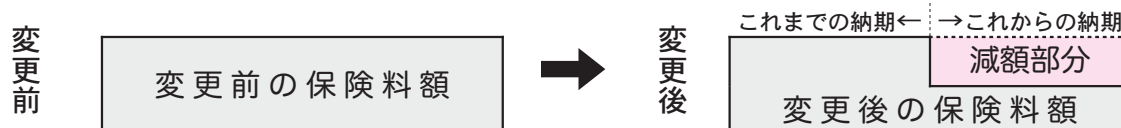
- ① 再算定の結果、保険料額が増えた場合

これまでの納期の保険料額は変更しないで、これから納期限が到来する納期以降の保険料額を均等に増額します。



- ② 再算定の結果、保険料額が減った場合

これまでの納期の保険料額は変更しないで、これから納期限が到来する納期以降の保険料額を均等に減額します。ただし、これから納期限が到来する納期以降の保険料額だけでは減額しきれない場合は、最終納期の保険料額から順に減額します。



- ③ 世帯の全員が被保険者ではなくなった場合

保険料額を、被保険者が国民健康保険に加入していた月数に応じて再算定します。

再算定の結果、これまでの納期の保険料額の合計よりも再算定後の保険料額の方が多い場合は、差額分をこれから到来する最初の納期の保険料額として請求します。

また、これまでの納期の保険料額の合計よりも再算定後の保険料額の方が少ない場合は、差額分をこれまでの納期の最終納期の保険料額から順に減額します。



※1 上記の①及び②の場合に、100円未満の端数がある場合は、これから納期限が到来する最初の納期にまとめます。

※2 上記の②及び③の場合に、保険料額が納め過ぎとなった場合は、原則として口座振込の方法により、納め過ぎた保険料をお返しします。お返しする保険料については、別途お届けする「国民健康保険料等還付（充当）通知書」にて御確認ください。

7 平成24年3月までに75歳（後期高齢者医療制度の被保険者）になる被保険者への保険料額決定・変更のお知らせ

平成24年3月までに、75歳（後期高齢者医療制度の被保険者）になる被保険者の平成23年度分保険料額については、当初、平成24年3月まで継続して国民健康保険に御加入いただくものとして算定し、「国民健康保険料額決定通知書」によりお知らせしますが、75歳になってから（後期高齢者医療制度に御加入されてから）、実際に御加入されていた月数分の保険料額を（再）算定し、「国民健康保険料額通知書」によりお知らせします。

8 横浜市外から転入された場合の保険料額算定方法

保険料の算定基礎となる市町村民税は、毎年1月1日現在の住所地（住民票がある場所）で課税されますので、区役所から1月1日現在の住所地の自治体に市町村民税額と所得状況等の照会を行い、保険料額を算定します。

そのため、照会先の自治体からの回答があるまでの間は所得割額の算定ができませんので、やむを得ず被保険者均等割額のみを請求する場合があります。また、この回答内容に基づき保険料額を再算定した結果、保険料額が増減する場合は改めてお知らせします。

なお、市町村民税額の算定基準は市町村により異なる場合がありますが、横浜市の基準により市町村民税額を算定し直してから、保険料額を算定します。

9 収入の申告と被保険者均等割額の減額

保険料額を算定する際に、法令により定められた所得基準を下回る世帯は、医療分、支援分及び介護分のそれぞれにつき、被保険者均等割額の7割、5割又は2割を減額します。

被保険者均等割額の減額に該当するかしないかについては、世帯主（国民健康保険への加入・非加入を問いません。）及びその世帯に属する被保険者全員（特定同一世帯所属者（注1）を含む）の総所得金額等の合算額（注2）により判定しますので、収入状況が不明な人がいる世帯については、減額できません。

このため、前年又は前々年中に収入が全くなかった人や、障害又は死亡を支給理由とする年金、恩給、老齢福祉年金を受給している等の非課税所得のみの人についても、「市民税・県民税申告書」又は「国民健康保険の収入申立書」が届いた場合は、提出してください。

所得基準（平成22年中の総所得金額等の合算額（注2））	減額割合
33万円以下	7割を減額
33万円+（24万5千円×世帯主を除く被保険者数と世帯主以外の特定同一世帯所属者（注1）の合算数）以下	5割を減額
33万円+（35万円×被保険者数と世帯に属する特定同一世帯所属者（注1）の合算数）以下	2割を減額

（注1）特定同一世帯所属者とは

後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日の属する月以後5年が経過するまでの間である者のうち、次の①及び②に該当する者をいいます。

- ① 後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者
- ② 後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主（以後継続して世帯主である者に限る。）と当該日以後継続して同一の世帯に属する者（当該日に国民健康保険の世帯主であった場合にあっては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である者）

（注2）総所得金額等の合算額とは

地方税法等に定める方法により算定した、個人に対する市町村民税所得割の課税標準となる所得のうち、次の①から⑧までの所得を合算した額をいいます。

- ① 総所得金額
- ② 山林所得金額
- ③ 土地の譲渡等に係る事業所得等（事業所得+雑所得）の金額
- ④ 土地建物等に係る長期譲渡所得金額（特別控除前の額）
- ⑤ 土地建物等に係る短期譲渡所得金額（特別控除前の額）
- ⑥ 株式等に係る譲渡所得等（譲渡所得+事業所得+雑所得）の金額
- ⑦ 上場株式等に係る配当所得金額
- ⑧ 先物取引等に係る雑所得等（事業所得+雑所得）の金額

ただし、事業主が（青色）事業専従者に支払った青色専従者給与額又は事業専従者控除額は事業主の所得とみなし、（青色）事業専従者が事業主から支払いを受けた給与は無いものとみなして算定します。

また、65歳以上（1月1日現在）の人が公的年金所得を有した場合は、税法上の公的年金等控除額とは別に15万円を控除した額を公的年金等に係る所得金額とみなして算定します。

10 保険料の減免等

災害、その他の事情で保険料を納めることが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

また、社会保険等の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者であった方（65歳～74歳の方に限る）が国民健康保険に加入した場合には、保険料の負担緩和措置（旧被扶養者減免）を受けられる場合があります。

その他、企業の倒産や解雇等で失業し、雇用保険の「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」である方は、国民健康保険料が軽減される場合があります。詳しくはお住まいの区の区役所保険年金課保険係に御相談ください。

11 保険料納付には便利な口座振替を御利用ください。

口座振替を御利用にならない場合は納付書をお送りします。納期限までに金融機関又はコンビニエンスストア（バーコードが印刷されている納付書に限ります。）でお納めください。

口座振替の申込書は、金融機関及び区役所保険年金課保険係に備えてありますので、どうぞ御利用ください。

口座振替の手続が完了しましたら「納付方法のお知らせ」をお送りしますので、金融機関等の名称、預(貯)金者名、口座振替開始予定納期等をお確かめください。

平成23年度分保険料の納付書は、原則として3か月ごとにまとめてお送りします。

なお、保険料額が増減した場合は、納付書を作り直してお送りします。

納 付 書		納 期	納 期 限	口 座 振 替 日
お送りする月	お送りする枚数			
6 月	1 枚	6 月 期	平成23年6月30日	平成23年6月29日
7 月	3 枚	7 月 期	平成23年8月1日	平成23年7月29日
		8 月 期	平成23年8月31日	平成23年8月29日
		9 月 期	平成23年9月30日	平成23年9月29日
10 月	3 枚	10 月 期	平成23年10月31日	平成23年10月28日
		11 月 期	平成23年11月30日	平成23年11月29日
		12 月 期	平成24年1月4日	平成23年12月29日
1 月	3 枚	1 月 期	平成24年1月31日	平成24年1月27日
		2 月 期	平成24年2月29日	平成24年2月29日
		3 月 期	平成24年4月2日	平成24年3月29日

※1 4月分、5月分の保険料額を算定した場合は、6月期以降の保険料に含めて請求します。

例えば「7月期」とは、平成23年度分保険料額のうち平成23年8月1日までに納めていただく保険料額を表すもので、「7月分」の保険料額ではありません。

※2 平成23年6月以降に新規に加入の届出をされた場合は、お送りする納付書の枚数が異なる場合があります。

納 付 書		納 期	納 期 限	口 座 振 替 日
お送りする月	お送りする枚数			
4 月	1 枚	4 月 期	平成24年5月1日	平成24年4月27日
5 月	1 枚	5 月 期	平成24年5月31日	平成24年5月29日

※3 平成23年度になってから増額した平成22年度分、平成21年度分の保険料額は、一回で納めていただきますが、4月期又は5月期に口座振替を行う、若しくは納付書をお送りすることがあります。

12 お問い合わせは

国民健康保険料について分からないことがあるときは、お住まいの区の区役所保険年金課保険係にお問い合わせください。

お問い合わせは、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の午前8時45分から午後5時15分までの間をお願いします。

なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱っています。

区 役 所	電 話 番 号	F A X 番 号
鶴 見 区	510-1809	510-1898
神 奈 川 区	411-7124	322-1979
西 区	320-8425~26	322-2183
中 区	224-8313~16	224-8309
南 区	743-8234~37	711-5180
港 南 区	847-8425~26	845-8413
保 土 ヶ 谷 区	334-6335	334-6334
旭 区	954-6134	954-5784
磯 子 区	750-2425~27	750-2545
金 沢 区	788-7835~36	788-0328
港 北 区	540-2349	540-2355
緑 区	930-2341	930-2347
青 葉 区	978-2335	978-2417
都 筑 区	948-2334~35	948-2339
戸 塚 区	866-8449	871-5809
栄 区	894-8425	895-0115
泉 区	800-2425~27	800-2512
瀬 谷 区	367-5725~26	362-2420

(その他の紙としてリサイクルできます。)